

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日と  
する)  
に  
そ  
の  
日  
は、  
休  
み  
日  
と  
す  
る

## 目 次

### ◇選管告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録

資格の決定の基準となる日等

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

平成八年十月二十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録  
について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次  
のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二  
項の規定により告示する。

平成八年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成八年十月七日。ただし、年齢については、同月二十日を基準日とする。

二 登録を行う日

平成八年十月七日

三 縦覧に供する期間

平成八年十月八日及び同月九日

### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

平成八年十月二十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法  
（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百十  
三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平  
成八年十月八日と定めたので、告示する。

平成八年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦